

議案第88号

総社市児童発達支援センター指定管理者の指定について

総社市児童発達支援センター指定管理者を次のとおり指定する。

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 施設の名称 | 総社市立総社はばたき園 |
| 2 指定管理者の名称 | 社会福祉法人総社市社会福祉事業団 |
| 3 指定管理者の所在地 | 総社市小寺365番地 |
| 4 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

令和7年11月28日提出

総社市長 片岡聰一

提案理由

総社市児童発達支援センター指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。

総社市児童発達支援センター指定管理者の概要

(1) 指定管理者となる団体の概要

- ・名 称 社会福祉法人総社市社会福祉事業団
- ・代 表 者 理事長 中島 邦夫
- ・所 在 地 総社市小寺365番地
- ・設 立 平成13年4月2日
- ・団体の主たる 事業 児童発達支援センター事業
- 業 务 第二種社会福祉事業
 - ア 障害児通所支援事業
 - ・児童発達支援事業（総社はばたき園, かしゅかしゅ）
 - ・放課後等デイサービス事業（かしゅかしゅ）
 - ・保育所等訪問支援事業（総社はばたき園）
 - イ 障害児相談支援事業（らぼーる）
 - ウ 特定相談支援事業（らぼーる）
- ・指 定 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(2) 選定の経緯

- 令和7年 4月 8日 第1回選定委員会（非公募決定）
- 令和7年 6月 27日 指定管理者指定申請書類の提出
- 令和7年 7月 30日 第2回選定委員会（指定管理者候補者決定）

(3) 選定理由

児童発達支援センターの運営は、施設及び利用者の性格上、一時的な利用にとどまる貸館施設とは大きく異なり、職員と利用者との長期継続的な信頼関係が最も重視される。

現指定法人は、これまでの事業実績報告及び日頃の運営状況より、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かい療育を実施するとともに、保護者と十分な話し合いのもと事業が実施されていると認められる。さらに、児童発達支援センターに求められる中核機能においても、様々な取組を計画しているとともに、施設及び設備の維持管理について、施設の効用を最大限に発揮できる事業計画のもと、健全な管理体制が整っていることを確認した。

また、現指定法人は総社市児童発達支援センターの管理運営を行うために設立された法人であり、職員は専門の知識と経験を有している。

以上のことから、引き続き当該施設の適正な管理運営を確保するためには、指定期間を5年間とし、公募によらず現法人へ再指定することが適切と判断した。